

介護保険制度

◎平成21～23年度の保険料 65才以上のかた (40才～65才未満は国保料に込み)

第1段階	高齢福祉年金受給者で、本人および世帯全員が市民税非課税	28,680円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得+課税年金収入額が80万円以下	32,122円
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、第2段階以外	43,020円
第4段階	本人は市民税非課税、世帯に市民税課税者がいて合計所得+課税年金収入額が80万円以下	48,756円
第5段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税者がいる第4段階以外	57,360円
第6段階	合計所得金額が125万円以下	63,096円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得が125万円超200万円未満	71,700円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得が200万円以上400万円未満	86,040円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得が400万円以上700万円未満	100,380円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得が700万円以上	114,720円

◎介護保険料の減免 (65才以上の方) 申請が必要です

第3段階 保険料額の2分の1に減額されます

第3段階までで、下記のすべてに該当するかたは減額の対象になります。

①世帯の年収が下記の金額以下である

1人世帯	2人世帯
120万円	168万円

◎世帯人数が1人増えるごとに48万円を加算

②扶養をうけていない

③活用できる資産がない

④預貯金350万円以下

◎食費・居住費の負担や利用料も申請で軽減されます (市民税非課税世帯)

	高額介護サービス費の負担上限額 (月)	入院・入所中の食事代上限 (日)
第1段階	15,000円	300円
第2段階	15,000円	390円
第3段階	24,600円	650円

・入院・入所中の居住費 (光熱水費) の軽減 (1ヶ月)

※老人保健施設の従来型個室の場合

入院入所50,840円⇒15,190円～50,840円